

写

定期監査結果報告事項に対して講じた措置については、令和元年11月11日付平企財収第82号により小平市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和元年11月19日

小平市監査委員 岡村健司

小平市監査委員 小林洋子

## 定期監査結果報告事項に対して講じた措置について（回答）

令和元年7月29日付平監発第19号で小平市監査委員より報告のあった定期監査結果報告事項に対して講じた措置及び今後の対応策については、下記のとおりとする。

### 記

#### 定期監査結果等

##### 1 文書管理事務について

###### 《指摘事項①》

補助金交付決定等に係る文書において、保存すべき年度の文書が廃棄されているもの  
(高齢者支援課)

###### 【措置等①】

- ① 文書を作成する際は、回議書に記載する保存年限を小平市文書管理規程に基づき、決裁過程において、係長が確認する。
- ② 文書総合管理システムにファイルを登録する際は、小平市文書管理規程別表第2と合致しているか、担当、係長の複数の目で、必ず確認する。
- ③ 文書の入替に伴い文書を書庫に格納する際も、担当、係長の複数の目で、保存年限を確認した上で保存する。